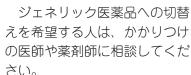
お知らせ・・・・・

後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ

【保険年金課】

11月下旬から12月上旬にか け、和歌山県後期高齢者医療広 域連合から、ジェネリック医薬 品使用促進のお知らせを送付し ています。





なお、薬によっては、ジェネリック医薬品への切替 えができない場合もあります。

●対象

ジェネリック医薬品に切り替えた場合、1カ月の自 己負担額が200円以上軽減される可能性がある人

●問い合わせ

- 和歌山県後期高齢者医療広域連合 **2**073-428-6688
- 年末火災特別警戒を実施します

【橋本市消防本部/伊都消防組合消防本部】

消防本部と消防団では、12 月20日 例から31日 金まで「年 末火災特別警戒」を実施します。 今年1月から10月末までの



火災件数は14件で、そのうち 8件は建物火災です。これから の季節は空気が乾燥し、風も強

く、ストーブなど火を使う機会も多くなります。火災 は、ちょっとした不注意や気のゆるみで起こります。 家族一人ひとりが注意して、火災から我が家を守り、 新しい年を迎えましょう。

●問い合わせ

- ●橋本市消防本部 ☎33-0119
- ●伊都消防組合消防本部 ☎22-0119

令和3年度の年金生活者支援給付金の請求は お済みですか 【保険年金課】

老齢・障害・遺族基礎年金を受給している人で、新 たに年金生活者支援給付金の対象となる人には、8月 下旬以降に日本年金機構から請求書が送付されていま すので、同封のはがき(年金生活者支援給付金請求 書)に記入して提出してください。

令和4年1月4日までに日本年金機構で請求書が受 付けされると、令和3年10月分からさかのぼって給 付金を受け取ることができますが、令和4年1月5日 以降の受付けになると、請求月の翌月分からの受け取 りとなりますので、早めに請求してください。

●問い合わせ 給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092

野外焼却(野焼き)は禁止されています

【生活環境課】

「近所でごみを燃やされて、煙や臭いがひどくて困 る | などの苦情が多く寄せられています。ごみを燃や すと煙や悪臭により生活環境の悪化をまねくだけでな く、ダイオキシン類などの有害物質の発生により健康 にも悪影響を及ぼします。また、火災発生の危険も伴 うため、野外焼却は絶対にやめましょう。

家庭や事業所から出たごみの野外焼却は法律により 禁止されており、違反者に対して5年以下の懲役もし くは1千万円(法人の場合は3億円)以下の罰金また はこの併科に処せられる場合があります。

■問い合わせ 生活環境課 生活衛生係 ☎33-6100

和歌山県誕生150年巡回パネル展

【秘書広報課】

これまでの県の歩みを振り返るとともに未来を考え る機会となるパネル展を開催します。

●日時

12月7日(火~14日(火) 午前9時~午後10時 ※初日は午後1時から、最終日は午後4時まで

- ●場所 かつらぎ総合文化会館
- ●問い合わせ

和歌山県 県民生活課 ☎073-441-2598

水道管の凍結による破損を 防ぎましょう

冬場で冷え込みが厳しくなると、水道 管の凍結による破損が多くなります。

日当たりが悪いなど冷え込むところに 水道管が露出していると凍結しやすくな ります。毛布や市販の保温カバーなどで 凍結を防ぎ、破損しないように対策を行 いましょう。

●問い合わせ 水道施設課 ☎33-2861

令和3年度 宝くじ助成

側自治総合センターでは、 宝くじの収益金をもとに地 域防災組織育成助成事業を 実施しています。本年度は、 中道地区自主防災会に「発 電機|「チェーンソー|が 配備されました。

●問い合わせ

危機管理室 ☎33-6105



国保の特定健康診査の受診期限は12月末です

【いきいき健康課】

国保の特定健康診査の受診期 限が間近です。生活習慣病など 病気の予防のため、1年に1回 の特定健康診査を受けましょう。

●対象

本年度満40歳から74歳の橋 本市国保加入者

※対象者には受診券を送付しています。医療機関に 予約の上、受診してください。実施医療機関など は受診券に同封の案内でご確認ください。

●問い合わせ

いきいき健康課 保健予防係 ☎33-6111

特別障害者手当などのご案内

【福祉課】

- ●対象(在宅の人で、下記のいずれかに該当する人)
- ●重度の障がいが重複している人
- ●重度の障がいのため、日常生活において常時特別 な介助が必要な人
- ※所得制限があります。また、施設入所や長期入院 (3カ月以上)などの場合は支給できません。

●手当額

- ●特別障害者手当(20歳以上) 27.350円/月
- ●障害児福祉手当(20歳未満) 14.880円/月

●手続きに必要なもの

認定請求書、所得状況届、所定の診断書(専門医に よるもの)

●問い合わせ

福祉課 障がい福祉係 ☎33-3708

マイナンバーカードを作りませんか

【市民課】

マイナンバーカードの申請をお手伝いする出張申請 所を開設します。マイナンバー通知カードをお持ちの 人はご持参ください。

●日時・場所

日 程	時間	場所
12月4日(土)	9:30~15:00	スーパーセンター オークワ 橋本店
12月18日(土)	10:00~15:00	保健福祉センター

●内容

- 申請に必要な顔写真を無料で撮影しますので、そ のまま申請できます。
- ●申請から約1カ月後に交付ハガキを郵送しますの で、内容をご確認の上、市民課までマイナンバー カードを受け取りに来てください。

●問い合わせ

市民課 住民係 ☎33-1131

マイナンバーカードの時間外受取り窓口の開 設について 【市民課】

マイナンバーカードの受取 りができる時間外窓口を開設 します。なお、戸籍、住民票 の写し、印鑑証明などの証明 書の交付や住所変更などの届 出はできません。



●日時

- ●12月10日金 午後5時30分~8時
- ●12月26日(日) 午前9時~午後3時

●問い合わせ

市民課 住民係 ☎33-1131

橋本市上下水道事業審議会からの答申

橋本市上下水道事業審議会では適正な汚水処理の役割分担と下水道処理区域の縮小 について、下水道小委員会での審議を含め6回開催されました。市長に提出された答 申の概要は以下のとおりで、これらの答申をもとに検討を進めています。

今後、下水道処理区域図(案)を策定し、縦覧する予定です。縦覧場所など詳しく は広報や市ホームページでお知らせします。

●答申の概要

現在や将来にわたる経営面での不安、 事業の長期化、汚水処理普及率の低迷 など多くの課題を抱える中、国から早 期事業完了の方針が示されたことを踏 まえると、公共下水道の計画区域を縮 小し、合併浄化槽の区域を拡大するこ とはやむを得ないと判断します。

【下水道課】 ●留意点(今後、検討する際の意見)

▼下水道処理区域の縮小

事業実施による費用対効果を重視し、下水道使用料の値上 げなど、市民負担を極力増加させない計画とすること。

●適正な汚水処理の役割分担

汚水処理の違いによる市民負担の不公平性がないよう、制 度の見直しも含めた検討を行うこと。

●問い合わせ 下水道課 ☎33-3150



